

高松市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、また、改善を要する事項について措置を講じた旨の通知があったものを同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年3月30日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 三笠 輝彦
同 桧山 浩治

平成12年度随時監査(工事監査)結果の報告および随時監査(工事監査)の結果に係る改善措置について

1 監査の対象

平成12年度において施工した建設工事

2 監査の期間

平成13年1月9日から平成13年3月15日まで

3 監査の方法

平成12年度において施工した建設工事のうち次の7件(詳細は別表のとおり)を抽出して、その計画・設計・仕様・積算・契約・施工・監理・監督等が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、関係書類を調査するとともに工事現場の实地調査を行った。

【監査対象工事】

業種	対象工事名	工事主管課	予算主管課	契約主管課
建築	高松市保健所建設工事	土木部 建築課	高松市保健所 保健総務課	土木部 監理課
管	高松市保健所建設に伴う 給排水衛生設備工事	土木部 建築課	高松市保健所 保健総務課	土木部 監理課
管	高松市保健所建設に伴う 空調設備工事	土木部 建築課	高松市保健所 保健総務課	土木部 監理課
電気	高松市保健所建設に伴う 電気設備工事	土木部 建築課	高松市保健所 保健総務課	土木部 監理課
機械	高松市保健所建設に伴う 昇降機設備工事	土木部 建築課	高松市保健所 保健総務課	土木部 監理課
土木	高松市東部運動公園(仮称) 北側調整池築造工事(1工区)	都市開発部 公園緑地課	都市開発部 公園緑地課	土木部 監理課
土木	浦生漁港改修事業 物揚場等建設工事	土木部 河港課	土木部 河港課	土木部 監理課

4 監査の結果

各工事を監査した結果、設計図書・契約に伴う提出書類および工事関係書類は整備されており、現場の施行状況についてもおおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、すでに指導した軽易な事項については十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

5 改善を要する事項

- (1) 高松市東部運動公園(仮称)北側調整池築造工事(1工区)について
ア 施工管理(監督)に係る書類の整備を求めるもの(都市開発部公園緑地課)
(ア) 改善を要する事項(要旨)

当初設計および仕様(特記仕様を含む。)が変更になったものについては、その都度正式な書類として残しておくようにされたい。

6 前回までの監査で指摘した事項に対する改善内容等

(1) 高松市食肉センター(仮称)建設工事について

ア 産業廃棄物処理計画書の整備および確認を求めるもの(土木部建築課)

(ア) 改善を要する事項(要旨)

産業廃棄物の処分は、法に基づくものであり、その履行の確認は請負業者が行うことはもちろんであるが、本市においても契約の履行ならびに第三者に対する損害に対応するためにも、その処分管理の確認は行わなければならないと考える。そのためには、次のような事項を産業廃棄物処理計画として整備し、産業廃棄物の処分管理の確認を行うことが重要である。

今回の調査では、工事施工に伴って発生した産業廃棄物の処分については、請負業者が収集・運搬から中間処理、最終処分までの経過を建設系廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理していることを確認できたが、なお、産業廃棄物処理計画の一部に不備があるので整備されたい。

産業廃棄物処理計画として整備すべき事項

<1> 産業廃棄物の処理に関する行政庁の許可の写しの整備

例えば、(イ) 収集・運搬の許可

(ロ) 中間処理の許可

(ハ) 処分地の許可

<2> 産業廃棄物の処分地と運搬経路の確認

<3> 産業廃棄物の仮置の有無の確認

<4> 受入伝票(マニフェスト)による処分量の確認

(イ) 改善された内容等(措置通知日、平成13年3月1日)

平成11年度工事より、従来使用している「建築工事監理チェックリスト」に産業廃棄物処理計画を追加し、周知して産業廃棄物処理計画書を整備することとした。

(2) 高松市地域老人福祉センター(仮称)建設工事について

ア コンクリート施工計画書の整備を求めるもの(土木部建築課)

(ア) 改善を要する事項(要旨)

構造体コンクリート品質は、コンクリート運搬、打込みおよび締固め方法によって大きな影響を受けるので、その構造体の設計や施工条件を十分考慮してあらかじめ立てた施工計画に基づいて作業を行わなければならない。今回の調査では、施工計画書の一部に運搬、打込みおよび締固め計画に際し、考慮すべき項目として次に列記したもののうち<1>、<4>等の事項に若干の記載漏れがあったことが認められるので、今後、このようなことがないように施工計画書が提出された時点で、その内容について指示・確認をされたい。

運搬、打込みおよび締固め計画に際し、考慮すべき項目

<1> レディーミクストコンクリート納入会社

<2> 運搬、打込みおよび締固めのための労務組織

<3> コンクリートの練り混ぜから打込み終了までの時間の限度

<4> 打込み区画および単位時間あたりの打込み量

<5> 1日の打込み量および単位時間あたりの打込み量

<6> 品質の変化したコンクリートの措置

<7> 打ち継ぎ部の処理法

<8> コンクリートの上面の仕上げ方法および使用する機器・労務組織(以上は建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事1997より引用)

(イ) 改善された内容等(措置通知日、平成13年3月1日)

平成11年度工事より、施工計画書チェックリストを作成し、施工計画書の作成項目等について周知を行い、指摘の産業廃棄物処理計画書・コンクリート施工計画書も含め整備を推進する措置を行った。

(3) 高松市民病院本館その他改修工事について(土木部建築課)

ア 安全管理計画書の整備を求めるもの

(ア) 改善を要する事項(要旨)

施工計画書には交通整理員を12ヶ月間配置すると記されているが、その期間における具体的な警備計画書が未整備である。警備日程、人員の配置、常駐か非常駐か、警備要員は専門警備員か現場作業員かという具体的な計画書の整備を図られたい。

(イ) 改善された内容等(措置通知日、平成13年3月1日)

平成12年度工事より、従来使用している「建築工事監理チェックリスト」に警備計画を追加し周知して警備計画書を整備することとした。

なお、小規模な改修工事等において、短期間の警備を要する場合は、警備報告書により警備結果を確認することとした。

イ 床・改修工事の下地処理工程作業の確認を求めるもの

(ア) 改善を要する事項(要旨)

床・改修工事における下地処理工程作業の確認は、特に重要なことである。施工現場では、目視等で十分確認されていると考えるが、それを客観的に補完するものとして写真管理がある。

今回の調査では、10階の床については、在来床仕上材の撤去から下地調整のプライマー掛け等まで下地処理工程に沿って写真は撮られているが、9階以下の床については、状況写真は撮られているものの処理工程に沿った写真管理がされていない。床・改修工事における下地処理工程作業の写真管理を適正に行われたい。

(イ) 改善された内容等(措置通知日、平成13年3月1日)

工事の記録は、工事部分の内容により、工事写真または施工の記録等で行なっており、写真以外の記録としては、工事施工者による工事日報、施工報告書および自主検査報告書等ならびに監督員による監督日誌(施工者の施工計画書、施工報告書および材料検査報告書等の書面確認や現場施工の確認などに基づき作成するもの。)等で行っている。

これらについては、工事の内容により、記録に残すかどうかを「品質を証明するために必要であるか否か」に照らし合わせ、決定しており、このことは、公共工事の品質、性能を確保するために整備され、本市の建築工事の仕様書としている、建設大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事共通仕様書」に適合している。

別 表

平成12年度工事監査対象工事一覧表

業種	工事名称	契約金額(千円)	契約期間
建築	高松市保健所建設工事	1,060,352	H11. 7. 4 ～ H13. 3.28
	小計	1,060,352	—
管	高松市保健所建設に伴う 給排水衛生設備工事	135,340	H11. 7.14 ～ H13. 3.28
	高松市保健所建設に伴う 空気調和設備工事	168,000	H11. 7.14 ～ H13. 3.28
	小計	303,340	—
電気	高松市保健所建設に伴う 電気設備工事	178,500	H11. 7. 4 ～ H13. 3.28
	小計	178,500	—
機械	高松市保健所建設に伴う 昇降機設備工事	41,475	H11. 7. 4 ～ H13. 3.28
	小計	41,475	—
土木	高松市東部運動公園(仮称) 北側調整池築造工事(1工区)	498,750	H11. 7.14 ～ H13. 3.29
	浦生漁港改修事業 物揚場等建設工事	89,250	H12. 8.11 ～ H13. 3.23
	小計	2,171,667	—

注 この表は、平成13年3月15日現在のものです。

[戻る](#)
